

令和2年度 「学校いじめ防止基本方針」

山辺町立山辺中学校

1 はじめに

いじめは、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。そこで、生徒の尊厳を保持することを目的に、山辺町教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、即時対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

【いじめの定義】

「いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う“心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）”であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法 第2条第1項」より）

2 『山形県いじめ防止基本方針』と『山辺町いじめ防止基本方針』の改定を受けて

平成26年4月に策定された『山形県いじめ防止基本方針』が平成29年11月に改定された。（いじめ対策推進法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案し、次の5点をポイントに改定措置が講じられた。）

また、それを受け、平成28年10月に策定された『山辺町いじめ防止基本方針』が平成30年4月に改定された。

(1) いじめの定義の確認

① けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。

② 好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応する場合もある。

※好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義するいじめに該当するため、校内組織において情報共有する。

(2) いじめの解消

いじめが「解消している」状態について、文部科学省は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるとしている。

① 「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月間継続していること。

② 「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、**被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。**

(3) 教育的諸課題等から特に配慮が必要な生徒について

学校として、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。

(ア) 発達障がいを含む、障がいのある生徒

発達障がいを含む、障がいのある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

(イ) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒

海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進する。

(ウ) 性同一障がいや性的指向・性自認に係る生徒

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

(エ) 被災生徒

東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（「被災生徒」という。）については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払う。

(4) 重大事態について

- ①重大事態が発生した場合の手順を明確にし、確認しておく。
- ②重大事態の疑いがあると認められたときも、町教育委員会に報告する。

(5) インターネット上のいじめへの対応について

インターネット上で悪口を書かれていても、当該生徒がそのことを知らずにいて、心身の苦痛を感じる等に至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を取る。

※スマホ・携帯電話等インターネット上のいじめの未然防止と適切な対応

<p>[実態を知る]</p> <ul style="list-style-type: none">○インターネットいじめの累計○掲示板、メール、SNS等	<p>[いじめの実態を知る]</p> <ul style="list-style-type: none">○情報モラル指導○家庭・地域・PTAとの連携・フィルタリング、ペアレンタルコントロール、ネットパトロール、研修会等	<p>[早期発見・早期対応]</p> <ul style="list-style-type: none">○いじめのサイン○相談体制整備○ネットパトロール○削除依頼○被害防止の取り組み
--	---	--

①インターネット上のいじめ

(ア) インターネット上のいじめの理解

インターネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

(イ) インターネット上のいじめの特徴

不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなり、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなり得る。一度流出した個人情報や情報は回収することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性があり、実態を把握することが難しい。

②インターネット上のいじめの未然防止

(ア) 情報モラル指導の徹底

(イ) 教職員の指導力の向上

(ウ) 家庭・地域との連携

③早期発見・早期対応の取り組み

(ア) ネットパトロール

関係機関と協力し、可能な範囲でネットパトロール等を実施する。

(イ) インターネット上の不適切な書き込みへの対応

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速

かつ徹底的に削除する措置をとる。

(ウ) チェーンメール等への対応

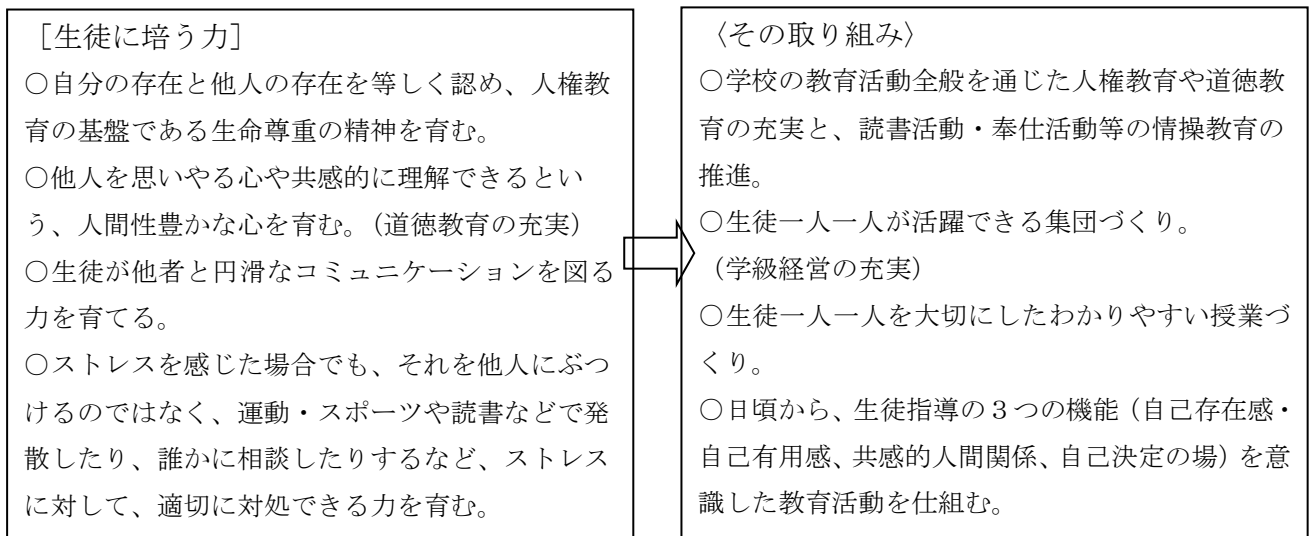
メール中に「このメールを〇〇人に転送してください」など記載され、同じ内容を不特定多数の人に転送するように求めるメールを、チェーンメールという。生徒には、削除して構わないことを指導する。

3 いじめ未然防止のための取り組み

(1) 教職員による指導について

- ①いじめ問題にはどのような特質があるかを十分に認識し、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「即時対応」に的確に取り組む必要がある。校内研修や職員会議で『学校いじめ防止基本方針』について周知し、日頃から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ②全校集会・学年集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ③生徒一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進め、学力不振による劣等感などが過度のストレスとならないようにする。
- ④教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ⑤いじめに対する取り組みを評価するため、県教委から出されている「いじめアンケート（生徒用：無記名）」を活用し、数値結果を基に、取り組みの改善にあたる。

(2) 『未然防止』のために生徒に培う力とその取り組み



(3) 生徒の主体的な取り組み

・生徒会によるいじめ撲滅の宣言等、生徒自らがいじめの問題について主体的に考え、いじめ防止を訴えるような取り組みを推進する。

(4) 家庭・地域との連携

- ・学年・学級懇談会、学校・学年・学級だより、学校ホームページ等を通じて『学校いじめ防止基本方針』について理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら連携協力体制を図っていく。
- ・学校、家庭、地域、警察等の関係機関がインターネットいじめを含めたいじめの問題について協議する機会を設け、地域と連携した対策を推進する。

4 早期発見の在り方

(1) いじめを認知するための対応

・いじめは目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するように努める。

・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

・いじめには様々な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう努める。

【具体的な対応】 “個別の状況把握に努める。” ⇒ 教職員間で情報を共有する。

①担任による生活記録ノート(日記)の点検。

②年4回「心のアンケート」、年2回「いじめアンケート」を実施し、いじめの全体像を把握する。

③教育相談旬間も含め、定期的に二者面談を行う。

⑤休み時間や放課後等、日常的に生徒の様子に気を配り、声をかけ、可能な限り生徒の活動場所に教職員がいるよう努める。

(2) 相談窓口などの組織体制

・教育相談担当を中心に、相談室の利用や電話相談窓口の設置、スクールカウンセラーの活用など生徒や保護者に広く周知する。

・生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか等、定期的に体制を確認・点検・評価し、生徒及びその保護者、教職員等が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

・教育相談等で得た生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に行う。

・生徒の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは絶対にしない。

(3) 地域や家庭との連携について

・より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

5 いじめに対する措置(即時対応・組織的対応)

(1) 素早い事実確認・報告・相談

・発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた生徒へ適切な指導を行う。軽微な事案でも関係職員へ連絡し、以後の見守りに活かす。

・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、些細な兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

・いじめる生徒に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為であると認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく山形警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに山形警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

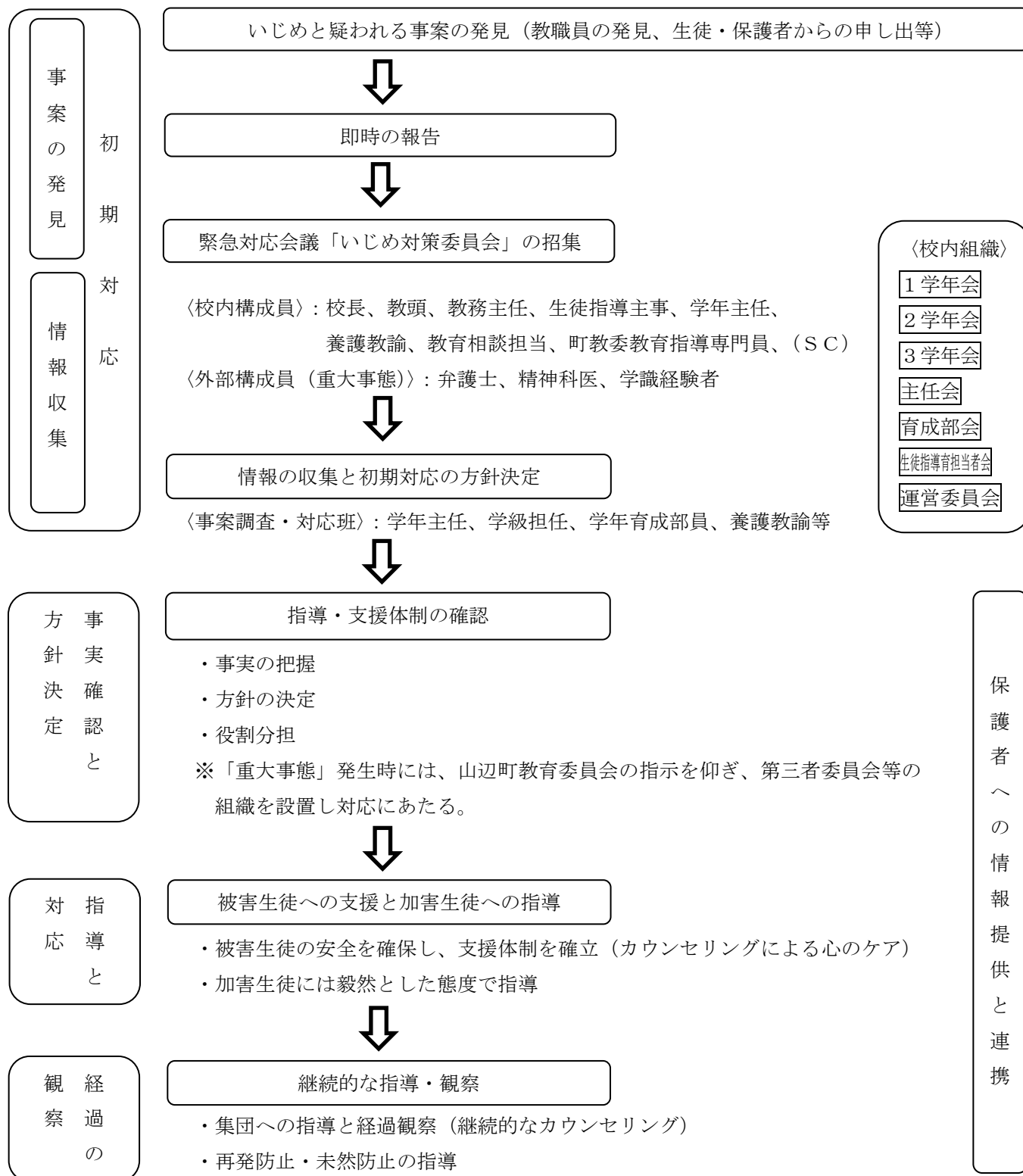
・発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめ対策委員会」に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者(山辺町教育委員会)に報告するとと

もに、被害・加害生徒の保護者にも連絡し、事後の対応にあたる。

(3) いじめ対策のための組織と具体的な取り組み

①いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織『いじめ対策委員会』を設置する。

《いじめ事案への対応フローチャート》



※週に1度の教育相談委員会の中で情報交換を行い、必要に応じていじめ対策委員会を開催する。

※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成して対応する。

※いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議等で報告し、周知徹底を図る。

②具体的な取り組み

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実確認の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

(4) 被害者への対応及びその保護者への支援

- ・いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「いじめられた生徒が悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行う等、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめられた生徒を別室において指導する等、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(5) 加害児童及びその保護者への対応

- ・教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際は、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、いじめを生んだストレスの背景にも寄り添いつつ、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。
- ・いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせるとともに、ストレスの背景を理解し、適切に支援する。事実関係聴取後は、迅速に保護者に連絡し、保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用について山辺町教育委員会と協議する。

(6) 集団へのはたらきかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝え、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、

それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

・いじめ解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみ終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

6 重大事態への適切な対処

(1) 調査組織の設置と調査の実施

・いじめにより、当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、また、いじめにより、当該生徒が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席すること」を余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

・生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性が高いことから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

《重大事態と想定されるケース》

- 生徒が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 等

《組織の構成》

○校内におけるいじめ対策委員会の組織を母体としつつ、村山教育事務所『いじめ解決支援チーム』の支援・協力を得る。

○具体的な調査組織の構成員については山辺町教育委員会の指示を仰ぐ。

（弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門的知識及び経験を有する者）

※当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者

(2) 校内の連絡・報告体制

・校内における連絡・報告体制は、別紙「R2問題行動対応へのフローチャート」による。

(3) 重大事態の報告

・当該調査に係る重大事態（疑いがあると認められたときも含む）の事実関係、その他の必要な情報等について、迅速に山辺町教育委員会を通じて山辺町町長へ報告する。

(4) 外部機関との連携

・重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ山辺町教育委員会、山形警察署、児童相談所、村山教育事務所の『いじめ解決支援チーム』と連携を図りながら進めていく。

7 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

・学校経営概要「学校教育相談運営計画」に基づき、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、即時対応・組織的対応等に取り組む。

《活動計画》

- ・構成的グループエンカウンターを活用（通年、4月の学年・学級づくり）
- ・QU実施及び学年ごとの結果分析と活用（6月と11月）
- ・心のアンケートの実施と活用（4月、7月、9月、1月実施：節や行事等の節目に行う）
- ・県いじめアンケートの実施と活用（5月、10月）

- ・教育相談期間の設定

5月：1年教育相談期間 ※2・3年生は、必要に応じて夏期休業中に三者面談、保護者面談等を実施
11月：教育相談期間（学級担任と全生徒との二者面談、※必要に応じて保護者面談）

- ・相談室だよりの発行
- ・教育相談委員会の開催（毎週月曜日の5校時）

(2) 生徒指導体制と活動計画

- ・学校経営概要「育成部経営案」に基づき、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、即時対応・組織的対応等に取り組む。

《活動計画》

節	期 間	生 徒 指 導 の 重 点
第1節 希 望	4.1～ 5.31	(1)初発指導を充実させ、新たな学校生活と人間関係づくりを通し希望を持たせる。 (2)生徒を前面に出した生徒会活動を始めとする諸活動を推進し、新しい伝統づくりの基盤をつくる。
第2節 いのち	6.1～8.20	(1)自己を振り返らせ、正しい生活習慣を身に付けさせる。 (2)地区総体や各種コンクールに向けて自分の可能性に挑戦させ、達成感や達成感を持たせ、次のステップへの力となるようにさせる。 (3)規律ある生活と有意義な夏休みになるよう計画的に生活させる。
第3節 絆	8.21～11.1	(1)生徒による生徒のための、感動・感激・感謝のある運動会・合唱祭づくりを目指す。 (2)地区新人大会等に向け意欲的に活動に取り組みせ、新体制を確立させる。 (3)自己を振り返らせ、成果と課題を踏まえ行事に向けて団結力を高めさせる。
第4節 学 び	11.2～1.6	(1)日々の見取りやアンケート等を活用し、教育相談を充実させる。 (2)諸行事の成果と課題を明確にし、後期の諸活動や学校生活につなげさせる。 (3)規律ある生活と有意義な冬休みになるよう計画的に生活させる。後期の目標を持たせ、諸行事の後には成果と課題を整理させ、次の生活に繋げさせる。
第5節 決 意	1.7～ 3.31	(1)地域の一員として自分にできることを考えさせ、積極的にボランティアに参加させる。 (2)1年間の自分の成長を振り返らせ、将来の自分の姿を踏まえた次年度への目標を持たせる。 (3)規律ある生活と有意義な春休みになるよう計画的に生活させる。

8 校内研修

いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ・各節の職員会議の中で、気になる生徒について教職員の共通理解を図る。また、必要に応じて毎週1回の職員朝会で報告し、緊急の場合は、臨時に全教職員を招集して共通理解を図る。
- ・いじめに係る研修を年間計画に位置づけ、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い教職員の共通理解を図る。
- ・「道徳教育」の充実、「確かな学びを生む集団づくり」について研究を深め、いじめ問題の未然防止に努める。（※具体的な計画は「学校経営概要」による。）

9 学校評価

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- ・学校評価において、その目的を踏まえて、いじめの問題を取り扱う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

(2) 地域や家庭との連携

- ・学年・学級懇談会や学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取り組み、学校評価の結果等についてお知らせし、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

(3) 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル

- ・いじめ対策委員会が策定した長・短期計画に基づき、常に組織的な対応によるいじめの問題の未然防止、早期発見、即時対応の取り組みを徹底し、その都度、取組状況を生徒の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。また、2学期末の職員会議において、県版いじめアンケート（2回分）を集計・分析し、2学期間のいじめの傾向をつかみ、職員の指導方針を再確認する場を設ける。
- ・学期末の職員会議において、いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

1.0 その他

(1) 地域行事への積極的な参加やボランティア活動の推進

- ・地域行事やスポーツイベント、ボランティア活動への積極的な参加を通して、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。

(2) 校務の効率化

- ・教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整える等、校務の効率化を図る。

1.1 「令和2年度 いじめ・不登校または生徒指導上の問題行動等未然防止計画」(別紙)

- (1) いじめ等の生徒指導上の諸問題に対して、未然防止に努めるための行動計画として活用する。
- (2) 前年度のいじめを含めた生徒指導上の諸問題や課題をもとに、行動計画を見直し、更新しながら、より実態に基づいたものになるようにする。